

オークマ健保発 公告第 2025-5 号
2025 年 10 月 30 日

オークマ健康保険組合
理事長 家城 淳

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定により、当健保組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 2025 年 9 月 30 日の全加入者の平均標準報酬月額	420,439 円
2. 2026 年度における平均標準報酬月額	第 27 等級 410,000 円

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 410,000 円に満たないときは、資格喪失時の標準報酬月額とする。

3. 適用年月日および期間	2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日
---------------	------------------------------------

以 上